令和2年度山形県企業局指定管理者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 企業管理者(以下「管理者」という。)は、公の施設における指定管理者の候補者を選定するため、山形県企業局指定管理者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 公の施設における指定管理者の候補者の選定に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関し管理者が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、総務部において選任する共通外部有識者3名を含む委員6名で組織する。
 - (1)企業局長

1名

(2) 総務企画課長

1名

- (3)総務企画課財務主幹
- 1名
- 2 管理者は、必要と認めるときは、前項に掲げる委員のほかに、専門的知識を有する者を 臨時的に任命することができる。

3名

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企業局長をもって充てる。

(4)総務部において選任する共通外部有識者

- 2 委員長は会務を総轄する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。